

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

また、この公告による調達は、競争入札参加資格確認申請及び入札を郵便により行うほか、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」といいます。）により行います。

令和6年1月19日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件名

援護システム機器等の借入れ

2 入札物件の数量及び特質

援護システム機器等 一式

詳細は仕様書によります。

3 借入期間

令和6年3月1日（金）から令和10年2月29日（火）まで

4 納入場所

奈良市登大路町30番地 奈良県福祉医療部地域福祉課（県庁主棟3階）

第2 入札方法

1 入札は、電子入札システムを利用して行います（「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」https://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htmから確認することができます。）。

2 電子入札システムを利用できない場合は、郵便による入札書の提出により入札に参加することができます。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目〇1賃貸業務に登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行って

ください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 公告の日から過去2年間において、本調達で示した調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入（リース含む。）契約の履行実績がある者であること。
- (5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であって、かつ、当該借入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。
- (6) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であること。

第4 入札手続等

1 入札説明会の開催

実施しません。

2 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書4に定める、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、第3に示す要件に要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

(1) 提出方法

ア 入札を電子入札システムにより行う場合

競争入札参加資格確認申請書を電子入札システム（添付資料）により提出するとともに、入札説明書に定める添付書類を第5の1に示す場所まで郵便又は持参により提出してください。

イ 入札を郵便により行う場合

競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書に定める添付書類を第5の1に示す場所まで郵便又は持参により提出してください。

(2) 提出期限

令和6年2月5日（月）午後5時まで（電子入札システム及び郵便・持参必着）

(3) 作成及び提出に係る費用

申請者の負担とします。

3 入札書の提出

(1) 電子入札システムによる入札

電子入札システムにより、入札書に必要事項を入力し、競争入札参加資格確認審査結果通知を受けた日から令和6年2月15日（木）午前9時までの間に電子入札システムのサーバーへ入札書が到達するように送信しなければなりません。

なお、電子入札システムの利用可能時間は、月曜日から金曜日まで(休日を除きます。)の午前8時30分から午後8時までです。

(2) 郵便による入札

書留郵便に限ります。入札書の記載方法は入札説明書6（1）のとおりです。書留郵便の封筒（外封筒）の表面に「援護システム機器等の借入れに係る入札書在中」と朱書して、令和6年2月14日（水）午後5時までに第5の1に示す場所に到達するようにしてください。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行うことがありますので、初度入札（1回目）に係る入札書と再度入札（2回目）に係る入札書を提出してください。入札書を封緘する封筒（内封筒）は、入札書封緘例を参照してください。

4 開札の方法等

(1) 開札の方法

電子入札システムによります。

(2) 開札の日時

令和6年2月15日（木）午前10時

5 入札執行回数

入札執行回数は2回を限度とします。初度入札（1回目）において予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合、再度入札（2回目）は令和6年2月15日（木）午後3時以降に開札を行います。

第5 問合せ先

1 入札手続等に関する問合せ先、競争入札参加資格確認申請書等の提出場所、入札書の提出場所、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県福祉医療部地域福祉課 総務・援護係（県庁主棟3階）

電話番号 0742-27-8509（ダイヤルイン）

2 電子入札システムの操作に関すること。

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号 0570-021-777

Email sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

受付時間は、月曜日から金曜日まで（休日を除きます。）の午前9時から午後5時30分までです（正午から午後1時までを除きます。）。

第6 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

入札参加者は、入札金額に借入期間（48か月）を乗じて得た金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書の規定に該当する者である場合は、免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、1か月当たりの借入金額に借入期間（48か月）を乗じて得た金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者である場合は、免除します。

4 入札者に要求される事項

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札

(2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

(3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」と

います。)等を不正に使用して行った入札

(4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用して行った入札

(5) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

(6) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

7 契約書作成の要否

要します。

8 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す競争入札参加資格申請の手続が必要です。）

9 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者の役員等（法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

(5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、9の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

11 その他

その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。